平成２２年（フ）第５４６号
川崎市中原区上新城２丁目６番25号　サニーコーポＢ109
債務者　玉木　幾子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５４号
川崎市宮前区宮前平３丁目８番地９　照月荘203
債務者　江口　邦弘
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５６０号
川崎市川崎区浅田３丁目18番９号　花澤荘１Ｆ、前住所横浜市鶴見区大東町４番地４　ルイシャトレ鶴見ウエストコート106号
債務者　原田　雅之
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７１号
川崎市川崎区桜本１丁目８番13号　ウインズ桜本102
債務者　塚本　正美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７４号
川崎市宮前区野川1133番地　マンションユタカ205
債務者　小林　義明
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７５号
川崎市宮前区野川1133番地　マンションユタカ205
債務者　小林　瑞穂
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１７５号
山形県鶴岡市道田町２番13―２号、開始決定時の住所山形県鶴岡市大西町25番33号
破産者　五十嵐　仁
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第４２５号
山梨県南アルプス市上今井912番地
破産者　保坂　一幸
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８１１６号
大阪府吹田市青山台２丁目８番１号、開始決定時の住所大阪府箕面市小野原西３丁目22番27号
破産者　佐野　正剛
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９９８号
名古屋市千種区丸山町３丁目77番地の２　シティコーポ丸山403号、開始決定時の住所大阪府吹田市江坂町４丁目13番616号
破産者　木舘　由妃
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４２０号
東京都中央区築地２丁目３番２号　築地大島ビル502、住民票上の住所奈良県生駒市北大和５丁目７番地15
破産者　宮平　誠司
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２３２号
大阪市東住吉区東田辺３丁目16番１号　ディアコート東田辺103号
破産者　トップ企画こと　吉川　明広
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１６６号
広島市東区牛田中１丁目６番18―304号　翠光苑
破産者　丹野　憲子
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１３１号
広島県東広島市安芸津町三津4325番地１、開始決定時の住所広島県安芸郡熊野町中溝４丁目14番５号
破産者　森　　弘美
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６３８号
函館市富岡町１丁目20番19号
破産者　長尾　　亨
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所